

公益社団法人 国際 IC 日本協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人国際 IC 日本協会という。その英文名を International IC Association of Japan という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都港区におく。
2 この法人は、理事会の議決を経て必要な地に従たる事務所を設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、MRA(IC-Initiatives of Change)の精神に基づき、各種社会教育を通して個人と家庭、社会と国の健全な発展及び世界平和実現のために貢献することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 国際会議の開催
- (2) 個人と家庭、社会と国の健全な発展及び世界平和に資する教育活動、並びに講演会等の開催
- (3) 国際的な視野をもった青少年の育成に資するための研修事業
- (4) この法人と目的を同じくする国内外の団体との交流及び共同プロジェクトの実施
- (5) 機関紙及び図書、資料等の刊行
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人の会員に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を援助する個人又は法人

2 前項の会員の内、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

(会費)

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は会員総会において別に定める額を会費として支払う義務を負う。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払い義務を 2 年以上履行しなかったとき
- (2) すべての正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、または解散したとき

第 4 章 会員総会

(構成)

第 11 条 会員総会は、正会員をもって組織する。

2 前項の会員総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第 12 条 会員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業報告
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分の承認
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 会員総会は、定時会員総会として毎事業年度終了後、3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第14条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。
 - 3 会長は、前項の規定による請求があった時は、その日から6週間以内に臨時会員総会を招集しなければならない。
 - 4 会員総会に出席しない正会員が書面又は電磁式方法により、議決権を行使する事ができるとする時は、会長は、2週間前までにその会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載し通知しなければならない。

(議長)

第15条 会員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 会員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

- 第17条 会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数を以て行う。
- 2 前項の規定に拘わらず、次の決議は、出席者が総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数を以て行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が、第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
 - 4 会員総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては前3項の規定の適用については、会員総会に出席したものとみなす。
 - 5 理事会において会員総会に出席しない正社員が書面（電磁的方法も含む）で議決権を行使することができることを定めたときは、会員総会に出席できない正会員は、議決権行使書（又は電磁的方法）をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第1項ないし第3項の出席した正会員の議決権の数に参入する。

(議事録)

- 第18条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席し、当該会議において選任された理事の代表2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員及び職員

(役員)

- 第19条 この法人に次の役員を置く。
- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事の内1名を会長とし、又、2名以内を副会長とする。
- 3 会長以外の理事の内、1名を専務理事とする。ただし、専務理事は副会長を兼務することができる。
- 4 第2項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、第2項の副会長及び前項の専務理事をもって同法91条1項2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第20条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 特定の理事とその親族その他特別の関係のある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表しその業務を執行する。
- 3 副会長は会長の業務を補佐する。
- 4 副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 会員総会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを会員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。た

だし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

- (6) 理事が会員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を会員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) 監事に認められた法令及び定款上の権限の範囲内で監査規則を制定すること。
- (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員の任期)

- 第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の内、最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の内、最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了の時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第24条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬)

- 第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として、支給することができる。

(取引の制限)

- 第26条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
 - 3 前2項の取扱いについては、第35条に定める理事会運営規則によるものとする。

(名誉会長)

第27条 この法人に名誉会長1名をおく事ができる。

2 名誉会長は理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 名誉会長はこの法人の運営に関する重要事項について、意見を述べる事ができる。

(顧問、参与)

第28条 この法人に顧問及び参与をおく事ができる。

2 顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問は、会員総会及び理事会の諮問に応じる。

4 参与は、理事会の諮問に応じる。

(事務局及び職員)

第29条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け事務局長その他必要な職員を置く。

2 事務局長は理事会の承認に基づき、会長が委嘱する。

3 職員は会長が任免する。

4 職員は有給とする事ができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を、理事会に報告しなければならない。

(権限)

第31条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 会員総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定

(2) 規則の制定、変更及び改廃

(3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制）の整備

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めることにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第35条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(基本財産)

第37条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の種別)

第38条 前項の財産は、会員総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び会員総会の承認を要する。

- 2 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産の取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金と

する等確実な方法により、会長が保管する。

（基本財産の処分の制限）

第40条 基本財産は譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由がある時は、総理事数及び総正会員数の3分の2以上の議決を経て、その一部に限りこれらの処分をすることが出来る。

（経費の支弁）

第41条 この法人の事業遂行に要する経費は、理事会で定める規則に従い、運用財産をもって支弁する。

（事業年度）

第42条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第43条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の承認を受けた書類については、定時会員総会に提出し、その内容を報告しなければならない。

3 第1項の書類については、主たる事業所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（1）事業報告

（2）事業報告の附属明細書

（3）貸借対照表

（4）正味財産増減計算書

（5）正味財産増減計算書の附属明細書

（6）財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時会員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を得なければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（1）監査報告

（2）理事及び監事の名簿

（3）理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

（4）組織運営及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第45条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第48条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、会員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の広告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることが出来ない場合は、官報による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の

登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 足立 憲昭、稲岡 稔、太田 和江、岡本 綾子、鈴木 洋子、高橋 久子、高橋 衛、
中嶋 良樹、長野 清志、中山 啓介、二宮 秀夫、橋本 徹、林 圭子、矢野 弘典
監事 石井 統市、喜藤 憲一、高橋 伸明

- 4 この法人の最初の会長は、矢野 弘典、副会長は、稲岡 稔及び高橋 衛、専務理事は、高橋 衛（副会長と兼務）とする。
- 5 この定款の施行についての細則は、理事会の議決を経て、別に定める。

改定

平成 27 年 3 月 15 日

平成 29 年 3 月 12 日

平成 31 年 3 月 10 日

令和 6 年 8 月 3 日

令和 7 年 3 月 22 日

（細則）

会費に関する細則

（会費）

第 1 条 この法人の会費は、次の通りとする。

（1）正会員 個人 年額 8,000 円

（2）賛助会員 個人 年額 4,000 円以上 法人 年額 50,000 円以上

（既納年会費の扱い）

第 2 条 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。